

## 平成 19 年度の調査計画について

環境省石綿健康被害対策室

平成 19 年度については、下記事業を実施する予定。

### 1．健康リスク調査

平成 19 年度は、大阪府泉南地域、尼崎市、鳥栖市の 3 地域に加え、奈良県、横浜市鶴見区、岐阜県羽島市の計 6 地域において実施。

< 内容 >

6 地域における一般環境経路による石綿ばく露と住民の健康被害について把握するため、問診、胸部 X 線及び胸部 CT 検査等を実施して、医学的所見の有無と健康影響に関する知見を収集し、石綿ばく露の地域的広がりや石綿関連疾患の発症リスクの解析を行う。

### 2．尼崎市疫学的解析調査を踏まえた取組み

前年度の調査結果を踏まえ、実施。

< 内容 >

尼崎市疫学的解析調査において確認した当時リスクが高かった特徴的な地域に居住されていた住民を対象として、現在実施中の健康リスク調査への協力を積極的に呼びかけるなど、継続的な健康管理と石綿ばく露による健康影響の実態把握に努める。

< 進め方 >

今後、尼崎市と相談しながら、健康リスク調査の中でどのような対応ができるか検討し、本検討会において協議のうえ、実施する。

### 3．被認定者に関する解析調査

石綿健康被害救済法に基づき、指定疾病である中皮腫や石綿による肺がんと認定された者を対象として実施。

< 内容 >

石綿健康被害救済法に基づき、指定疾病である中皮腫・肺がんと認定された方について、職歴、居住歴、生活歴に関する情報を収集し、ばく露実態を把握・分類し、解析することによって、被認定者の全国的な分布状況を把握する。

< 進め方 >

今後、(独)環境再生保全機構と相談しながら具体的な調査案を作成し、本検討会において協議のうえ、実施する。

新たに健康リスク調査を実施する3地域について

別添1

	奈良県	横浜市鶴見区	岐阜県羽島市
調査対象者	以下の条件を満たす者を対象とする。 現在、奈良県に住んでいる者 平成元年以前に奈良県に居住していた者 本調査の主旨を理解し、調査協力に同意する者	以下の条件を満たす者を対象とする。 現在、横浜市に住んでいる者 平成元年以前に横浜市鶴見区に居住していた者 本調査の主旨を理解し、調査協力に同意する者	以下の条件を満たす者を対象とする。 現在、羽島市に住んでいる者 昭和51年以前に羽島市に居住していた者 本調査の主旨を理解し、調査協力に同意する者
	上記に加え、各自治体による事情を考慮し、次の者を対象者に加えるものとする。		
	・平成17～18年度にニチアス王寺工場及び竜田工業が実施した健康診断を受診した者 ・その他希望者(奈良県内で石綿ばく露の可能性があった者等)	・平成17～18年度にエアンドエーマテリアルが実施した健康診断を受診した者 ・その他希望者(横浜市鶴見区で石綿ばく露の可能性があった者等)	・平成17～18年度にニチアス羽島工場が実施した健康診断を受診した者 ・その他希望者(羽島市で石綿ばく露の可能性があった者等)
調査方法	1 確認(県保健所及び奈良市保健所において実施) ・問診 ・調査の同意 2 精密診断(指定医療機関において実施) ・胸部X線検査 ・胸部CT検査 ・病理組織検査(中皮腫・石綿肺がんが疑われる場合) ・石綿繊維・小体の測定(石綿肺がんが疑われる場合)	1 確認(横浜市において実施) ・問診 ・調査の同意 2 精密診断(指定医療機関において実施) ・胸部X線検査 ・胸部CT検査 ・病理組織検査(中皮腫・石綿肺がんが疑われる場合) ・石綿繊維・小体の測定(石綿肺がんが疑われる場合)	1 確認(羽島市保健センターにおいて実施) ・問診 ・調査の同意 2 精密診断(指定医療機関において実施) ・胸部X線検査 ・胸部CT検査 ・病理組織検査(中皮腫・石綿肺がんが疑われる場合) ・石綿繊維・小体の測定(石綿肺がんが疑われる場合)
読影	指定医療機関で1次読影の後、奈良県で設置した委員会において、医学的所見を確認	指定医療機関で1次読影の後、横浜市で設置した委員会において、医学的所見を確認	指定医療機関で1次読影の後、羽島市で設置した委員会において、医学的所見を確認

環境省が費用負担する精密診断に係る医療の範囲（改定）

1 基本共通事項

- (1) 初診料（2,700 円。電子化加算がある場合は 2,730 円）  
患者の傷病について医学的に初診といわれる診療行為があった場合
- (1') 外来診療料（570 円。200 床以上の場合は 700 円）  
患者の傷病について医学的に再診といわれる診療行為があった場合
- (2) 胸部 X 線画像撮影料  
単純撮影料（650 円）  
デジタル映像化処理をした場合の加算料（600 円）  
、 に係る診断料（850 円）  
に係る管理料（画像診断管理加算 1 は 580 円。画像診断管理加算 2 は 870 円）
- (3) 胸部 CT 画像撮影料  
前回又は他の医療機関等で撮影した胸部 CT 画像を利用するが、診療の必要に応じて撮影した場合  
マルチスライス型の機器による場合の撮影料（8,500 円）  
以外の場合（6,600 円）  
または に係る診断料（4,500 円）  
または に係る管理料（画像診断管理加算 1 は 580 円。画像診断管理加算 2 は 870 円）
- (4) 診療情報提供料（2,500 円）  
診療行為を行った結果を取りまとめ報告していただく場合

2 中皮腫及び石綿による肺がんが疑われた場合の事項

- (1) 中皮腫が疑われた場合  
胸部 CT 画像撮影料（造影剤使用）  
診療の必要に応じて造影剤を使用した胸部 CT を撮影した場合
  - ア マルチスライス型の機器による場合の撮影料（8,500 円）
  - イ ア以外の場合（6,600 円）
  - ウ 造影剤を使用した場合の加算料（5,000 円）
  - エ アまたはイに係る診断料（4,500 円）胸腔鏡検査料（60,000 円）  
病理組織を採取する為に行った場合  
を実施するために麻酔を行った場合（麻酔料及び麻酔管理料）
  - ・ マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔を行う場合の麻酔料（61,000 円（重症時の場合は 83,000 円））
  - ・ 麻酔管理料 7,500 円経皮的針生検法（透視、心電図検査及び超音波検査含む）（14,500 円）  
病理組織顕微鏡検査
  - ・ 検査料（8,800 円）

- ・免疫抗体法を用いた検査を行った場合の加算料（3,500 円）
- ・病理診断料（病理医がいる場合 4,100 円）

胸水の採取

病理組織が採取できなかった場合に、胸水の細胞診を実施する必要性があった場合

- ・胸水採取料（1,100 円）
- ・細胞診検査料（1,900 円）
- ・免疫抗体法を用いた検査を行った場合の加算料（3,500 円）
- ・病理学的検査判断料（1,460 円）（病理医がいる場合は病理診断料 4,100 円）

（2）石綿による肺がんが疑われた場合

胸部CT画像撮影料（造影剤使用）

診療の必要に応じて造影剤を使用した胸部CTを撮影した場合

- ア マルチスライス型の機器による場合の撮影料（8,500 円）
- イ ア以外の場合（6,600 円）
- ウ 造影剤を使用した場合の加算料（5,000 円）
- エ アまたはイに係る診断料（4,500 円）

胸腔鏡検査料（60,000 円）

病理組織を採取する為に行った場合

を実施するために麻酔を行った場合（麻酔料及び麻酔管理料）

- ・マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔を行う場合の麻酔料（61,000 円（重症時の場合は 83,000 円））
- ・麻酔管理料 7,500 円
- 気管支ファイバースコピー検査（17,000 円）
- 気管支肺胞洗浄法（BAL）検査加算を含む
- ・経気管肺生検法（31,000 円）  
（ と ' の両方を採用した場合でも、 ' 分しか算定できない）

病理組織顕微鏡検査

- ・検査料（8,800 円）
- ・免疫抗体法を用いた検査を行った場合の加算料（3,500 円）
- ・病理診断料（病理医がいる場合 4,100 円）

腫瘍マーカー

ア 採血料（120 円）

イ 検査料

- ・採取した血液等を用いた検査を 1 項目のみ（診療報酬点数表に準じる）
- ・採取した血液等を用いた検査を 2 項目（2,300 円）
- ・採取した血液等を用いた検査を 3 項目（2,900 円）
- ・採取した血液等を用いた検査を 4 項目以上（4,200 円）

ウ 検体検査管理加算（ ）（400 円）

石綿小体測定・石綿繊維測定

当該検査は保険適用外であるため、それらの測定については別途定める。

参考 意見書 (20,000 円程度)

パラフィン施行検体検査料 (19,000 円程度)

### 3 その他

#### (1) フィルム代

- ・ 半切 (CT用) 319 円
- ・ 大角 (CRレントゲン用) 252 円
- ・ 大四ツ切 (CRレントゲン用) 246 円
- ・ 半切 (レントゲン用) 164 円
- ・ 大角 (レントゲン用) 134 円

#### (2) フィルムコピー料

- ・ 実費

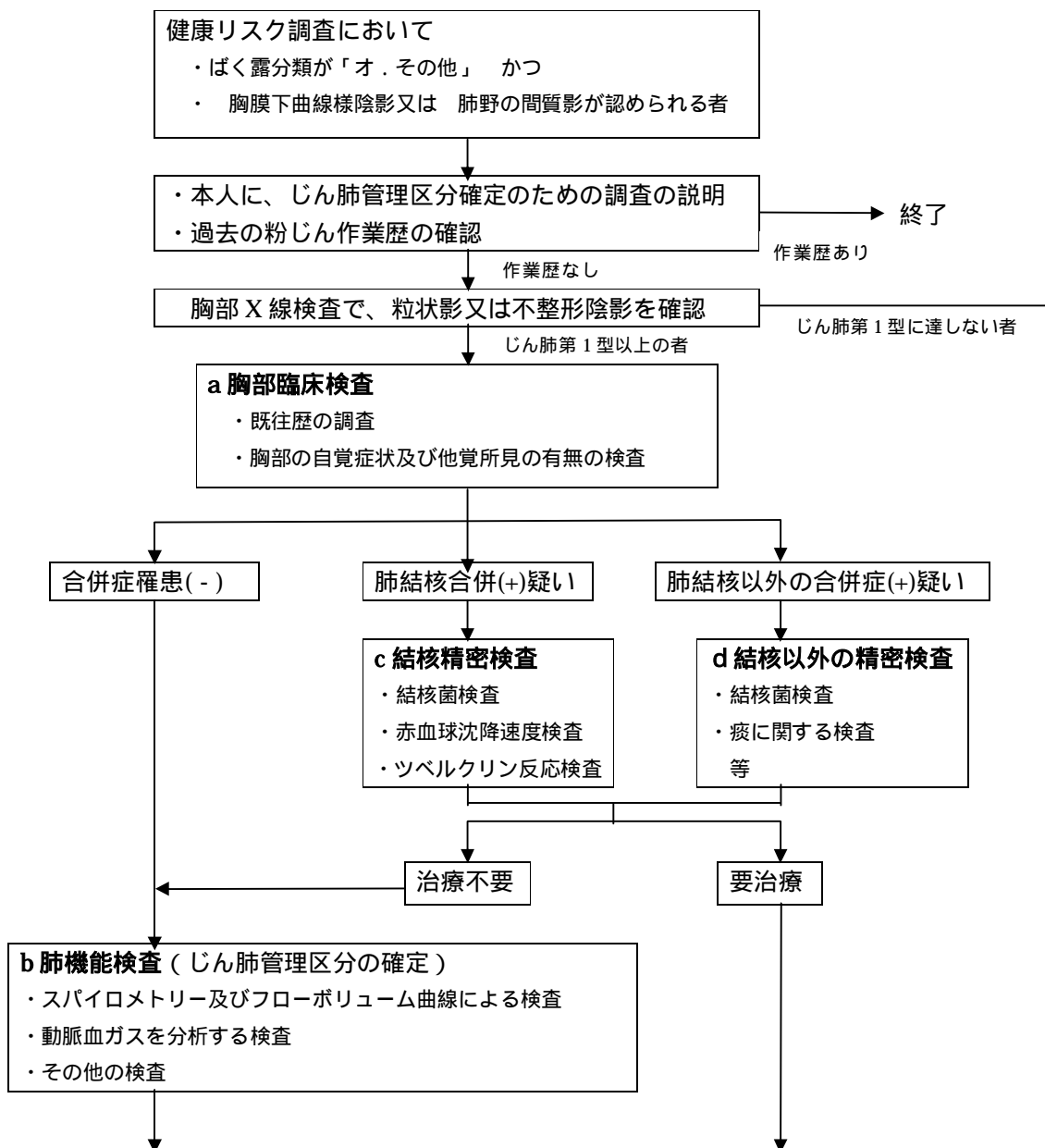
#### (3) その他

胸部造影CT撮影等の使用薬剤については、薬科基準により算定する。

肺線維化所見が見られる労働現場と関連しているばく露歴  
が確認できない者に係る詳細調査スキーム（案）

平成 19 年 5 月  
石綿健康被害対策室

健康リスク調査において、ばく露分類が「オ・その他」で 胸膜下曲線様陰影又は 肺野の間質影が認められる者については、一般環境を経由したばく露による石綿肺の可能性があるので、指定医療機関において、下記のスキームに従って、データを集積するための検査を行うものとする。



- ↓ ↓ ↓
- 次の分類で整理する

  - \* じん肺管理区分1の者
  - \* じん肺管理区分2で合併症がある者
  - \* じん肺管理区分2で合併症がない者
  - \* じん肺管理区分3で合併症がある者
  - \* じん肺管理区分3で合併症がない者
  - \* じん肺管理区分4で合併症がある者
  - \* じん肺管理区分4で合併症がない者

各種検査の概要を下記に示す。なお、検査内容、判断については、じん肺法に基づく健康診断に準ずるものとする。

**a . 胸部臨床検査**

- ・ 既往歴の調査  
問診により、次の疾患の既往歴の確認を行う。(肺結核、胸膜炎、気管支炎、気管支拡張症、気管支喘息、肺気腫、心臓疾患)
- ・ 自覚症状の調査  
問診により、次の自覚症状の確認を行う。(呼吸困難、せきとたん、心悸亢進、その他の症状、喫煙歴の調査)
- ・ 他覚所見の調査  
視診と聴診により、他覚所見の確認を行う。

上記検査により、(1)合併症罹患なし、(2)肺結核合併疑いあり、(3)肺結核以外の合併症疑いあり、に分類する。

**b . 肺機能検査**

- ・ スパイロメトリー及びフローボリューム曲線による検査  
スパイロメトリーにより、%肺活量(%VC)及び1秒率(FEV<sub>1.0</sub>%)を求め、フローボリューム曲線により、最大呼出速度(V<sub>25</sub>)を求める。
- ・ 動脈血ガスを分析する検査  
上記検査において、必要と判断された者に対して実施する。動脈血ガスを測定する検査を行い、動脈血酸素分圧(Pa<sub>02</sub>)及び動脈血炭酸ガス分圧(Pa<sub>C02</sub>)を測定し、これらの結果から肺泡気・動脈血酸素分圧較差(AaD<sub>02</sub>)を求める。
- ・ その他の検査  
上記2種の検査においても、肺機能障害の度合いが判断できない場合、必要に応じて次の検査を実施する。(肺気量測定、呼吸抵抗測定、肺コンプライアンス測定、一酸化炭素拡散能力測定、クロージングボリューム測定、負荷試験(運動又は薬物)等)

**c . 結核精密検査**

- ・ 結核菌検査  
たんや胃液又は喉頭粘液を用いて確認する。
- ・ 赤血球沈降速度検査

- ・ツベルクリン反応検査

#### d. 結核以外の精密検査

結核以外の下記疾病の罹患の疑いがある場合に実施する。

(1) 結核性胸膜炎

胸部 X 線検査で肋横角に変化を認め、自覚症状で胸痛や発熱等を認めた場合に実施。

- ・たん又は胸腔滲出液の菌検査

(2) 続発性気管支炎

自覚症状の調査で、「1 年のうち3 ヶ月以上毎日のようにせきとたんがある」と認められ、他所見からも罹患が疑われる場合に実施。

- ・たんについてその量、性状等の検査

(3) 続発性気管支拡張症

自覚症状の調査において、多量のたんの喀出が続き、時には血痰もある場合や、他覚所見の検査において、副雑音が聴取された場合等に実施。

- ・たんについてその量、性状等の検査

(4) 続発性気胸

胸部 X 線検査、その他の所見等で診断が確定できない場合に実施。

- ・側位又は斜位の胸部 X 線検査

#### (参考) じん肺法による区分

じん肺法により、胸部 X 線写真像の区分は次のように定義されている。

- 第 1 型 両肺野にじん肺による粒状影又は不整形陰影が少数あり、かつ、じん肺による大陰影がないと認められるもの
- 第 2 型 両肺野にじん肺による粒状影又は不整形陰影が多数あり、かつ、じん肺による大陰影がないと認められるもの
- 第 3 型 両肺野にじん肺による粒状影又は不整形陰影が極めて多数あり、かつ、じん肺による大陰影がないと認められるもの
- 第 4 型 じん肺による大陰影があると認められるもの

じん肺法により、じん肺健康診断の結果に基づく区分は次のように定義されている。

- 管理 1 じん肺の所見がないと認められるもの
- 管理 2 X 線写真の像が第 1 型で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの
- 管理 3 イ X 線写真の像が第 2 型で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの
- 管理 3 ロ X 線写真の像が第 3 型又は第 4 型(大陰影の大きさが一側の肺野の 1/3 以下のものに限る。)で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの
- 管理 4 (1) X 線写真の像が第 4 型(大陰影の大きさが一側の肺野の 1/3 を越えるものに限る。)と認められるもの  
(2) X 線写真の像が第 1 型、第 2 型、第 3 型又は第 4 型(大陰影の大きさが一側の肺野の 1/3 以下のものに限る。)で、じん肺による著しい肺機能の障害があると認められるもの